

魚津市告示第37号

魚津市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱の一部改正について

魚津市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱（平成21年魚津市告示第35号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

魚津市長 村椿 晃

第1条中「法律第192号」の次に「。以下「法」という。」を、「「減免等」という。）」の次に「並びに法第42条第2項に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）の請求による一部負担金の保険者の処分（以下「保険者徴収」という。）」を加える。

第2条第2項を次のように改める。

2 この要綱において「基準生活費」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定の適用があるものとして同法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助について同法第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（昭和38年厚生省告示第158号）の例により測定した世帯主及び当該世帯に属する被保険者（以下「世帯主等」という。）の需要の額の合計額をいう。

第3条第1項中「一部負担金を支払うことが困難と認められる」を「その生活が著しく困難となった場合において必要があると認める」に改め、同項第2号中「著しく」を削り、同条第2項を削る。

第4条第1項を次のように改める。

（減額）

第4条 市長は、前条の規定に該当することになった世帯主等の実収入月額が基準生活費に別表の左欄に掲げる期間に応じ、同表の右欄に定める率を乗じて得た額以上120パーセント未満の額であり、かつ、当該世帯主等の預貯金の額の合計額が基準生活費に120パーセントを乗じて得た額の3箇月分に相当する額未満であるときは、当該世帯主の申請により、一部負担金を減額することができる。

第4条第2項第2号及び第3号中「一部負担金減額分」を「一部負担金減額額」に改め、同条第3項中「減額割合は」の次に「、1割単位で定めるも

のとし」を加える。

第5条から第7条までを次のように改める。

(免除)

第5条 市長は、第3条の規定に該当することとなった世帯主等の実収入月額が基準生活費に別表の左欄に掲げる期間に応じ、同表の右欄に定める率を乗じて得た額であり、かつ、当該世帯主等の預貯金の額の合計額が基準生活費に別表の左欄に掲げる期間に応じ、同表の右欄に定める率を乗じて得た額の3箇月分に相当する額未満であるときは、当該世帯主の申請により、一部負担金の支払を免除することができる。

(徴収猶予)

第6条 市長は、第3条の規定に該当することとなった世帯主等の実収入月額が基準生活費の120パーセント以上130パーセント未満の額であり、かつ、当該世帯主等の預貯金の額の合計額が基準生活費に130パーセントを乗じて得た額の3箇月分に相当する額未満であるときは、当該世帯主の申請により、6箇月以内の期間を限って、保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接徴収することとし、その徴収を猶予することができる。

(減額及び支払の免除の期間)

第7条 減額及び支払の免除の期間は、1箇月ごとに更新できるものとし、申請のあった日の属する月から3箇月以内とする。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

第8条中「に次の書類を添えて提出」を「及びり災証明書又は廃業届の写しその他第3条各号に該当することを証明する書類を提出して申請」に改め、同条各号を削る。

第12条中「療養取扱機関ですでに」を「保険医療機関等で既に」に改める。

第14条の次に次の5条を加える。

(保険医療機関等の義務)

第15条 保険医療機関等は、保険者徴収を請求しようとするときは、善良な管理者と同一の注意（保険医療機関等の開設者という地位にある者に対し一般的に要求される相当程度の注意義務をいい、以下「善管注意義務」という。）をもって被保険者から一部負担金の支払いを受けることに努めたことを証明しなければならない。

(善管注意義務の一般的原則)

第16条 善管注意義務をもって被保険者から一部負担金の支払を受けたものに該当するかの認定は、客観的事情に基づき行うものとする。この場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、善管注意義務に努めているとは認められないものとする。

(1) 療養の給付が行われた際に一部負担金を支払うべきことを告げた

のみであること。

(2) 各月分の診療報酬の請求前に単に口頭で催促すること。

(3) 再診の際に、催促していないとき。

2 前項の規定にかかわらず、被保険者が入院療養を受けていたときは、保険医療機関等において、次の各号に掲げるすべての対応が行われていないときは、善管注意義務に努めているとは認められないものとする。

(1) 被保険者又は被保険者以外の少なくとも1名（家族、身元保証人、代理人等。以下「家族等」という。）に対し、一連の療養が終了し、一部負担金の支払を求めたとき（以下「療養終了後」という。）から、少なくとも1箇月に1回、電話等で支払を催促し、その記録を残していること。

(2) 療養終了後3箇月以内及び6箇月経過後に、内容証明の取扱いをする郵便物による督促状を送付し、その記録を残していること。

(3) 療養終了後から6箇月経過後に、少なくとも1回は支払の催促のため被保険者の自宅を訪問し、その記録を残していること。ただし、保険医療機関等の所在地から被保険者の自宅まで通常の手続きでおおむね30分以上を要する場合は、近隣の家族等を訪問するか、被保険者又は家族等と直接面会し、支払の催促を行い、その記録を残していること。

（保険者徴収の請求）

第17条 保険医療機関等は、善管注意義務をもって一部負担金の支払いを求めたにもかかわらず、被保険者が当該一部負担金の全部又は一部の支払をしない場合において、その支払をしない一部負担金の支払義務が発生した日から起算して概ね3箇月を経過後、市に対し、電話又は文書による催促の協力を要請し、当該要請の日から起算して概ね6箇月を経過したときに保険者徴収の請求を行うことができる。

2 保険医療機関等は、前項の規定による請求をするときは、魚津市国民健康保険一部負担金保険者徴収請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（保険者徴収の実施）

第18条 市長は、前条第2項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、保険医療機関等が善管注意義務をもって被保険者から一部負担金の支払を受けることに努めていること及び当該被保険者について次の各号のいずれかに該当することを確認した場合に、保険者徴収を行うものとする。

(1) 処分の対象となる一部負担金の額が60万円を超えるもの。

(2) 被保険者の属する世帯が保険税の滞納処分を実施する状態にあるもの。

2 保険者徴収の実施に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に基づく督促を実施し、法第79条の2及び地方自治法第231条の3第3項の規定に基づき当該請求に係る処分を行った上で、保険医療機関等に対し、当該処分に係る徴収金のうちから当該請求に係る一部負担金に相当する額を交付するものとする。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条、第5条関係）

期間	率
平成30年10月1日から平成31年9月30日まで	885分の990
平成31年10月1日から平成32年9月30日まで	870分の990
平成32年10月以降	1,000分の1,155

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

様式第1号（第8条関係）

減 額
国民健康保険一部負担金 免 除 申 請 書
徴収猶予

魚津市長 あて		年 月 日		
		申請者 住所 (世帯主) 氏名 個人番号	⑩	
被保険者証 記号番号			一 般 ・ 退 職	
療養の給付を 受ける被保険者	住所	世帯主との 続柄		
	氏名	生年月日	年 月 日	
	個人番号			
減免又は徴収猶予を 受けようとする理由	1 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、 又は資産に重大な損害を受けたため 2 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する 理由により収入が減少したため 3 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したため 4 前各号に掲げる事由に類する事由があったため (具体的に)			
期 間	減 額 ・ 免 除 ・ 徴 収 猶 予 期 間 年 月 日から 年 月 日まで	割 合	割	
保険医の 意見	傷病名	発病又は 負傷年月日	年 月 日	
	治療予定期間	入 院 来 外	年 月 日から 年 月 日まで 日 日 日 日 日 日 日 日	
	一部負担金所要見込額 (月別、調剤含む)		年 月 診療分	円
	上記のとおり治療が必要なことを証明します。 年 月 日 保険医療機関の 所在地及び名称 代 表 者 名 ⑩ この意見書は、保険医療機関及び保険医療養担当規則第6条に基づき無料			

様式第 2 号 (第10条関係)

国民健康保険一部負担金		減 額 免 除 徴収猶予		承認 (不承認) 通知書	
申請者 (世帯主) あて				第 年 月 日	号 日
		魚津市長		印	
先に申請のあった一部負担金減免等について、次のとおり承認・不承認とします。					
被保険者証 記号番号					
世帯主住所					
世帯主氏名					
療養の給付を 受ける被保険者	氏 名			世帯主との 続柄	
	生年月日	年	月		日
傷病名				発病又は負傷年月日	
				年 月 日	
承認の内容	減額 割 ・ 免除 ・ 徴収猶予				
期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間				
不承認の理由					

注意 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で富山県国民健康保険審査会に対して審査請求することができます。

様式第3号 (第11条関係)

国民健康保険一部負担金 減 額 免 除 徴収猶予 証明書				
申請者 (世帯主) あて	第 年 月 日			
魚津市長 印				
先に申請のあった一部負担金減免等について、次のとおり承認したことを証明します。				
被保険者証 記号番号				
世帯主住所				
世帯主氏名				
療養の給付を受ける被保険者	氏 名		世帯主との 続柄	
	生年月日	年 月 日		
傷病名			発病又は負傷年月日	
			年 月 日	
承認の内容	減額 割 ・ 免除 ・ 徴収猶予			
期 間	年 月 日から		年 月 日まで	
保険医療機関等	日間			

- 注意 1 療養の給付を受ける被保険者は、療養の給付を受ける際にこの証明書を保険医療機関又は保険薬局に提示してください。
- 2 保険医療機関又は保険薬局は、被保険者等から徴収すべき一部負担金からその一部負担金に上記減額の割合を乗じて得た額を差し引いた額を被保険者から徴収してください。

様式第4号（第14条関係）

国民健康保険一部負担金 減 額 免 除 徴収猶予 承認取消通知書									
第 年 月 日									
（世帯主） あて									
魚津市長 印									
年 月 日付第 号で承認した国民健康保険一部負担金減額（免除・徴収猶予）を下記のとおり取り消したので通知します。									
被保険者証 記号番号									
世帯主住所									
世帯主氏名									
療養の給付を受ける被保険者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">氏 名</td> <td style="width: 45%; padding: 5px;"></td> <td style="width: 15%; padding: 5px;">世帯主との 続柄</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">生年月日</td> <td style="padding: 5px;">年 月 日</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	氏 名		世帯主との 続柄		生年月日	年 月 日		
氏 名		世帯主との 続柄							
生年月日	年 月 日								
傷病名	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 5px;"></td> <td style="width: 40%; padding: 5px;">発病又は負傷年月日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> </table>		発病又は負傷年月日		年 月 日				
	発病又は負傷年月日								
	年 月 日								
取消年月日	年 月 日								
承認の内容	減額 割 ・ 免除 ・ 徴収猶予								
期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間								
取消理由									

注意 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で富山県国民健康保険審査会に対して審査請求することができます。

様式第 4 号の次に次の 1 様式を加える。

魚津市長あて

保険医療機関等
住所

名称

代表者名



国民健康保険一部負担金保険者徴収請求書

下記の理由により、国民健康保険法第 42 条第 2 項の規定による保険者徴収の実施をしていただきたく調書を添えて請求します。

世帯主	被保険者証 記号番号			
	氏 名			
	住 所			
受診者	氏 名		世帯主との 続柄	
	主 病 名		未払の一部 負担金に係る 診療期間	
一部負担金	総 額	円	未 払 額	円
善管注意を行った 具体的経過	1 年 月 日 口頭（電話・面談） 2 年 月 日 書類（内容証明送付） 3 年 月 日 訪問（患者・家族等） 4 その他（具体的に）			
未払となっている理由				

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。